

貯蓄・負債の範囲と内容

1 調査の範囲と内容

貯蓄現在高とは、郵便貯金銀行、郵便貯金・簡易生命保険管理機構(旧日本郵政公社)、銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計をいう。

貯蓄現在高は、生命保険及び積立型損害保険については加入してからの掛金の払込総額により、また、株式及び投資信託については時価により、債券及び貸付信託・金銭信託については額面による。

なお、平成元年調査から貯蓄に積立型損害保険を、6年調査から金投資口座・金貯蓄口座を含めている。

負債現在高とは、郵便貯金銀行、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、銀行、生命保険会社、住宅金融支援機構などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金及び月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金の合計をいう。

貯蓄・負債としたもの	貯蓄・負債としないもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯主及びその家族の分 ● 個人営業のための分 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同居人及び使用人の分 ● 現金のまま保有しているいわゆるタンス預金 ● 知人等への貸金 ● 公的年金や企業年金の掛金 ● 手持ちの現金

2 貯蓄・負債の内容及び注意事項

項 目		内容及び注意事項	
貯	通貨性 預貯金	郵便貯金銀行	● 出し入れの自由な通常貯金
		普通銀行等	● 期間の定めがなく、出し入れ自由なもの ● 普通預金、当座預金、通知預金、納税準備預金など
蓄	定期性 預貯金	郵便貯金銀行	● 一定期間預け入れておくもの ● 定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金、教育積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金など
		普通銀行等	● 一定期間預け入れておくもの ● 定期預金、積立定期預金、定期積金など

項 目		内容及び注意事項	
貯 蓄 (続 き)	生命保険 など	生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 生命保険会社の普通養老保険，こども保険，個人年金保険など及び農業協同組合のこども共済，養老生命共済などの払込総額 ● 掛け捨ての保険は含めない
		損害保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災保険，傷害保険のうち，満期時に満期返戻金が支払われる長期総合保険，積立生活総合保険などの払込総額 ● 掛け捨ての保険は含めない
		簡易保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 郵便貯金・簡易生命保険管理機構で取り扱っている養老保険，終身年金保険，夫婦保険などの払込総額 ● 掛け捨ての保険は含めない
	有価証券	株式・株式 投資信託	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成26年11月末日現在の時価で見積もった額
		債券・公社債 投資信託	<ul style="list-style-type: none"> ● 国債，地方債，政府保証債，金融債など ● 学校債，農地被買収者国庫債券は含めない
		貸付信託・ 金銭信託	<ul style="list-style-type: none"> ● 信託銀行に信託して運用する貸付信託，金銭信託
	その他（社内預金など）		<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行の「金投資口座」，証券会社の「金貯蓄口座」など，金融機関で上記以外の貯蓄 ● 社内預金，勤め先の共済組合，互助会など金融機関外への預貯金など
負 債	住宅・土地のための負債	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅を購入，建築あるいは増改築したり，土地を購入するために借り入れた場合又は割賦で住宅・土地の購入代金を支払っている場合の未払残高 	
	住宅・土地以外の負債	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活に必要な資金，個人事業に必要な開業資金，運転資金などを借り入れた場合の未払残高 	
	月賦・年賦	<ul style="list-style-type: none"> ● 乗用車や衣類などを月賦・年賦（分割払い）で購入した場合の未払残高 	